

## 令和元年度北海道一般会計補正予算（第5号）

令和元年度北海道一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54,336,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,978,860,643千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 道	税	604,654,984	△ 9,531,000	595,123,984
	1 道 民 税	165,810,902	△ 4,014,000	161,796,902
	2 事 業 税	124,329,068	3,378,000	127,707,068
	3 地 方 消 費 税	143,503,855	△ 4,409,000	139,094,855
	4 不 動 産 取 得 税	16,508,727	△ 998,000	15,510,727
	5 道 た ば こ 税	7,152,745	△ 132,000	7,020,745
	7 自 動 車 取 得 税	4,894,379	174,000	5,068,379
	8 軽 油 引 取 税	58,540,396	△ 2,225,000	56,315,396
	9 自 動 車 税	80,020,471	△ 1,321,000	78,699,471
	11 道 固 定 資 産 税	581,550	16,000	597,550
2 地方消費税清算金		221,807,490	△ 23,026,736	198,780,754
	1 地方消費税清算金	221,807,490	△ 23,026,736	198,780,754

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方譲与税		102,082,000	△ 4,927,000	97,155,000
	1 地方法人特別譲与税	88,454,000	△ 4,829,000	83,625,000
	2 地方揮発油譲与税	12,153,000	△ 185,000	11,968,000
	3 石油ガス譲与税	620,000	△ 6,000	614,000
	4 自動車重量譲与税	356,000	93,000	449,000
4 地方特例交付金		5,823,074	12,632	5,835,706
	1 地方特例交付金	2,273,000	12,632	2,285,632
7 分担金及び負担金		23,727,994	△ 631,724	23,096,270
	1 分担金	5,598,418	△ 238,210	5,360,208
	2 負担金	18,129,576	△ 393,514	17,736,062
8 使用料及び手数料		24,261,954	△ 288,166	23,973,788
	1 使用料	14,290,851	△ 259,323	14,031,528
	3 証紙収入	9,577,558	△ 28,843	9,548,715
9 国庫支出金		454,093,329	△ 38,206,134	415,887,195

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 国庫負担金	99,063,180	△ 324,050	98,739,130
	2 国庫補助金	346,640,426	△ 35,850,073	310,790,353
	3 委託金	8,389,723	△ 2,032,011	6,357,712
10 財産収入		11,383,124	361,849	11,744,973
	1 財産運用収入	3,814,667	△ 83,441	3,731,226
	2 財産売却収入	7,568,457	445,290	8,013,747
11 寄附金		74,329	39,470	113,799
	1 寄附金	74,329	39,470	113,799
12 繰入金		26,925,249	44,721,918	71,647,167
	1 特別会計繰入金	4,435,308	185,598	4,620,906
	2 基金繰入金	22,489,941	44,536,320	67,026,261
13 諸収入		166,848,726	△ 21,362,276	145,486,450
	1 延滞金、加算金及び過料等	962,062	19,320	981,382
	2 預金利子	8,382	△ 3,577	4,805

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 貸付金収入	142,915,571	△ 16,728,323	126,187,248
	4 受託事業収入	9,086,769	△ 4,435,720	4,651,049
	5 収益事業収入	7,569,227	△ 1,067,274	6,501,953
	6 雑収入	6,306,715	853,298	7,160,013
14 道債		778,900,100	△ 6,174,750	772,725,350
	1 道債	778,900,100	△ 6,174,750	772,725,350
15 繰越金		3,705,902	4,675,117	8,381,019
	1 繰越金	3,705,902	4,675,117	8,381,019
歳入合計		3,033,197,443	△ 54,336,800	2,978,860,643

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,844,917	△ 207,069	3,637,848
	1 議 会 費	3,844,917	△ 207,069	3,637,848
2 総 務 費		267,943,259	△ 1,354,546	266,588,713
	1 総 務 管 理 費	92,289,535	6,259,860	98,549,395
	2 徴 税 費	135,093,932	△ 4,627,503	130,466,429
	3 学 事 宗 務 費	26,865,433	△ 1,680,309	25,185,124
	4 防 災 費	4,056,702	△ 451,204	3,605,498
	5 原子力安全対策費	1,541,432	△ 188,880	1,352,552
	6 危 機 管 理 費	12,430	△ 3,435	8,995
	7 領土復帰対策費	874,907	△ 36,101	838,806
	8 会 計 管 理 費	713,100	△ 9,100	704,000
	9 選 挙 費	5,550,146	△ 690,440	4,859,706
	10 人 事 委 員 会 費	327,992	△ 9,113	318,879

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 監査委員費	617,650	81,679	699,329
3 総合政策費		63,228,655	△ 5,282,489	57,946,166
	1 総合政策管理費	4,154,535	△ 142,421	4,012,114
	2 空港運営戦略推進費	106,119	△ 10,612	95,507
	3 政策費	16,198,983	△ 2,224,392	13,974,591
	4 国際交流費	464,535	△ 1,602	462,933
	5 情報統計費	5,425,534	△ 458,658	4,966,876
	6 地域創生費	2,337,575	△ 2,293	2,335,282
	7 地域振興費	8,650,097	△ 681,962	7,968,135
	8 交通政策費	20,435,158	△ 1,732,584	18,702,574
	9 航空費	5,456,119	△ 27,965	5,428,154
4 環境生活費		11,678,155	10,827,323	22,505,478
	1 環境生活管理費	2,358,142	△ 60,900	2,297,242
	2 環境政策費	2,423,945	600,000	3,023,945

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 循環型社会推進費	525,063	△ 7,700	517,363
	4 気候変動対策費	2,554,142	△ 19,083	2,535,059
	5 生物多様性保全費	664,736	303,102	967,838
	6 道民生活費	415,812	△ 3,800	412,012
	7 消費者安全費	403,623	△ 64,491	339,132
	8 文化振興費	778,318	9,998,853	10,777,171
	9 スポーツ振興費	928,705	100,000	1,028,705
	10 アイヌ政策費	625,669	△ 18,658	607,011
5 保健福祉費		413,187,070	△ 7,521,672	405,665,398
	1 保健福祉管理費	24,392,197	△ 180,703	24,211,494
	2 地域医療費	11,985,130	△ 1,641,777	10,343,353
	3 医務薬務費	2,879,048	△ 231,660	2,647,388
	4 地域保健費	10,203,826	△ 95,044	10,108,782
	5 国保医療費	109,543,939	△ 3,349,536	106,194,403

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 食品衛生費	764,116	△ 62,768	701,348
	7 地域福祉費	32,316,657	7,683,433	40,000,090
	8 施設運営指導費	8,260,177	△ 1,267,148	6,993,029
	9 障がい者保健福祉費	66,820,512	△ 904,995	65,915,517
	10 高齢者保健福祉費	75,583,327	△ 1,716,945	73,866,382
	11 子ども子育て支援費	69,450,966	△ 5,754,529	63,696,437
6 経 済 費		134,438,459	△ 20,748,601	113,689,858
	1 経 済 管 理 費	4,352,760	△ 290,133	4,062,627
	2 経 済 企 画 費	13,151	△ 556	12,595
	3 食 関 連 産 業 費	2,290,832	△ 313	2,290,519
	4 観 光 費	1,171,854	△ 3,838	1,168,016
	5 中 小 企 業 費	98,100,533	△ 18,493,683	79,606,850
	6 国 際 経 済 費	110,628	△ 2,574	108,054
	7 産 業 振 興 費	16,390,198	50,798	16,440,996

款	項	補正前の額	補正額	計
	8 環境・エネルギー費	6,531,195	△ 697,141	5,834,054
	9 科学技術振興費	983,665	△ 6,118	977,547
	10 雇用労政費	717,685	△ 5,575	712,110
	11 人材育成費	3,364,652	△ 1,269,224	2,095,428
	12 労働委員会費	411,306	△ 30,244	381,062
7 農政費		220,195,180	△ 18,651,822	201,543,358
	1 農政管理費	12,395,115	△ 2,353,692	10,041,423
	2 食品政策費	3,881,895	△ 401,664	3,480,231
	3 農産振興費	15,463,010	△ 1,528,807	13,934,203
	4 畜産振興費	24,776,149	△ 9,051,317	15,724,832
	5 技術普及費	3,707,047	△ 431,430	3,275,617
	6 農業経営費	10,001,652	△ 4,151,176	5,850,476
	7 農地調整費	2,027,476	△ 484,131	1,543,345
	8 農村設計費	17,493,654	701,284	18,194,938

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 農業農村整備事業費	109,525,562	△ 714,807	108,810,755
	10 農業施設管理費	20,869,997	△ 223,867	20,646,130
	11 農村計画費	53,623	△ 12,215	41,408
8 水産林務費		85,689,303	9,831,929	95,521,232
	1 水産林務管理費	8,177,835	△ 777,837	7,399,998
	2 水産経営費	3,961,524	△ 290,578	3,670,946
	3 水産振興費	147,149	△ 7,662	139,487
	4 漁港漁村費	36,006,337	△ 221,476	35,784,861
	5 漁業管理費	1,282,038	△ 74,494	1,207,544
	6 林業木材費	4,980,279	11,978,595	16,958,874
	7 森林計画費	738,269	△ 179,807	558,462
	8 森林整備費	12,275,084	△ 571,975	11,703,109
	9 治山費	13,825,761	△ 3,500	13,822,261
	10 森林活用費	338,142	△ 3,715	334,427

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 道有林費	3,956,885	△ 15,622	3,941,263
9 建設費		318,902,495	△ 13,664,674	305,237,821
	1 建設管理費	48,578,516	△ 608,037	47,970,479
	3 道路橋りょう費	134,466,835	△ 6,502,180	127,964,655
	4 河川費	74,931,165	△ 4,256,157	70,675,008
	5 砂防海岸費	30,476,690	△ 219,714	30,256,976
	6 まちづくり推進費	64,494	△ 1,017	63,477
	7 都市環境費	12,036,193	△ 890,464	11,145,729
	9 建築指導費	1,363,772	△ 299,937	1,063,835
	10 住宅費	32,973	△ 9,150	23,823
	11 営繕費	3,675,899	△ 878,018	2,797,881
10 警察費		133,420,574	137,026	133,557,600
	1 警察管理費	124,891,993	157,336	125,049,329
	3 交通安全施設費	4,564,922	△ 20,310	4,544,612

款	項	補正前の額	補正額	計
11 教育費		406,446,049	△ 3,880,586	402,565,463
	1 教育総務費	24,594,883	△ 695,971	23,898,912
	2 小学校費	135,165,735	△ 388,264	134,777,471
	3 中学校費	83,711,495	△ 315,392	83,396,103
	4 高等学校費	103,934,670	△ 211,751	103,722,919
	5 特別支援学校費	54,908,659	△ 2,086,021	52,822,638
	6 学校教育費	1,507,217	△ 160,815	1,346,402
	7 社会教育費	1,729,913	△ 8,385	1,721,528
	8 保健体育費	893,477	△ 13,987	879,490
12 災害復旧費		24,094,238	△ 7,755,348	16,338,890
	1 農地開発施設 災害復旧費	1,344,788	△ 424,271	920,517
	2 水産林業施設 災害復旧費	3,001,600	△ 430,814	2,570,786
	3 土木施設災害復旧費	19,747,850	△ 6,900,263	12,847,587
13 公債費		775,626,190	4,368,561	779,994,751

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公債費	775,626,190	4,368,561	779,994,751
14 諸支出金		174,302,899	△ 434,832	173,868,067
	1 繰出金	34,863,437	△ 428,293	34,435,144
	2 諸費	139,439,462	△ 6,539	139,432,923
歳出合計		3,033,197,443	△ 54,336,800	2,978,860,643

第 2 表

## 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	4 防災費	—	—	総合防災体制整備費	201,898
3 総合政策費	8 交通政策費	—	—	北海道新幹線鉄道整備事業費負担金	8,343,534
	9 航空費	—	—	新千歳空港国際拠点空港化推進費	57,000
		—	—	空港公共事業費	18,953
4 環境生活費	5 生物多様性保全費	—	—	自然公園等整備費	336,908
5 保健福祉費	4 地域保健費	—	—	保健所管理費	20,000
		—	—	健康増進対策事業費	70,000
	8 施設運営指導費	—	—	社会福祉施設整備事業費	3,920,768
7 農政費	1 農政管理費	公共事業事務費	1,662,083	公共事業事務費	2,000,000
		—	—	耕地災害復旧事業事務費	3,965
	3 農産振興費	農業生産総合対策事業費	5,499,212	農業生産総合対策事業費	6,376,199
	4 畜産振興費	畜産振興総合対策事業費	11,097,965	畜産振興総合対策事業費	12,962,550
	6 農業経営費	強い農業づくり事業費	2,000,000	強い農業づくり事業費	2,174,439

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	9 農業農村 整備事業費	道営土地改良 事業費	47,267,240	道営土地改良 事業費	52,181,228
		—	—	団体営土地改良 事業費	1,842,253
		道営農用地造成 事業費	2,520,000	道営農用地造成 事業費	2,938,373
		団体営農用地造成 事業費	320,000	団体営農用地造成 事業費	379,151
		道営農地防災 事業費	1,253,100	道営農地防災 事業費	2,533,896
		道営農道整備 事業費	1,217,273	道営農道整備 事業費	1,473,815
		道営農村総合 整備事業費	614,546	道営農村総合 整備事業費	1,042,688
		—	—	団体営農村総合 整備事業費	48,015
8 水産林務費	1 水産林務 管理費	公共事業事務費	332,895	公共事業事務費	389,518
		補助事業事務費	2,817	補助事業事務費	31,232
	2 水産経営費	水産業振興構造 改善事業費	515,200	水産業振興構造 改善事業費	860,660
	4 漁港漁村費	水産物供給基盤 整備事業費	7,300,000	水産物供給基盤 整備事業費	11,748,761
		—	—	漁港漁村活性化 対策事業費	191,280
		漁港海岸保全 事業費	51,000	漁港海岸保全 事業費	867,000

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	8 森林整備費	森林環境保全整備事業費	2,236,446	森林環境保全整備事業費	2,251,236
	9 治山費	治山事業費	2,082,728	治山事業費	3,366,228
	10 森林活用費	—	—	道立の森管理費	10,980
	11 道有林費	公共事業費	1,307,805	公共事業費	1,357,805
9 建設費	1 建設管理費	公共事業事務費	674,740	公共事業事務費	940,201
		—	—	補助事業事務費	39,275
		単独事業事務費	130,000	単独事業事務費	166,010
	3 道路橋りょう費	道路公共事業費	9,399,250	道路公共事業費	10,064,250
		道路特別対策事業費	8,574,935	道路特別対策事業費	8,879,855
		地域活力基盤整備事業費	12,862,913	地域活力基盤整備事業費	13,355,293
		—	—	道路受託工事費	159,075
	4 河川費	河川公共事業費	15,516,000	河川公共事業費	21,262,000
		—	—	河川受託工事費	252,000
		—	—	ダム公共事業費	260,291

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		—	—	ダム負担工事費	31,626
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	3,014,000	砂防公共事業費	6,687,920
		災害関連事業費	2,755,574	災害関連事業費	2,806,438
		海岸公共事業費	1,028,000	海岸公共事業費	2,282,000
	7 都市環境費	街路公共事業費	3,064,000	街路公共事業費	4,873,900
		街路特別対策事業費	260,000	街路特別対策事業費	691,700
		地域活力基盤整備事業費	390,000	地域活力基盤整備事業費	498,900
		—	—	街路負担工事費	1,361
	8 公園下水道費	—	—	公園公共事業費	40,000
	9 建築指導費	—	—	住宅・建築物耐震改修等事業費	168,241
10 警察費	1 警察管理費	—	—	警察庁舎建築費	115,914
	3 交通安全施設費	—	—	交通安全施設整備費	189,990
11 教育費	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備費	223,833	特別支援学校施設整備費	440,629
12 災害復旧費	1 農地開発施設災害復旧費	耕地災害復旧事業費	267,265	耕地災害復旧事業費	534,993

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	2 水産林業 施設災害 復旧費	—	—	漁港災害復旧 事業費	195,552
		林道災害復旧 事業費	286,657	林道災害復旧 事業費	1,290,703
		—	—	緊急治山事業費	63,900
		—	—	治山施設災害復旧 事業費	269,150
		—	—	沿岸漁場整備 開発施設災害復旧 事業費	151,300
3	土木施設 災害復旧費	土木災害復旧 事業費	11,758,731	土木災害復旧 事業費	12,275,929

第 3 表

## 債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和元年度赤れんが庁舎改修事業に係る工事請負に関する債務負担行為	令和元年度から令和4年度まで	7,540,222	令和元年度から令和5年度まで	7,540,222
緑地区地域用水環境整備事業に係る小水力発電施設建設工事に関する債務負担行為	平成30年度から令和3年度まで	1,014,000	平成30年度から令和4年度まで	1,014,000
昭和49年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成27年度から令和元年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、事務費及び資金経費について 1,725,067千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	令和2年度から令和6年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、事務費及び資金経費について 825,771千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和59年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成27年度から令和元年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 19,591千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	令和2年度から令和6年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 19,599千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成元年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成27年度から令和元年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,740千円以内	令和2年度から令和6年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,746千円以内

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額		借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成6年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成27年度から 令和元年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 15,268千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	令和2年度から 令和6年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 15,275千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
平成11年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成27年度から 令和元年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 13,984千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額	令和2年度から 令和6年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 費、事務費及び 資金経費につい て 13,989千円以 内 借入資金に係る 利子について 国庫債務負担 行為による用 地の先行取得 に係る限度利 率の半年複利 以内の額 の合計額
令和元年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う道単独事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	令和元年度から 令和2年度まで	元金について 18,785,000千 円 利子について 元金に対する 利子相当額 の合計額

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和2年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う公社自主事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	令和元年度から令和2年度まで	元金について 10,544,000千円 利子について 元金に対する 利子相当額 の合計額

第 4 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整備費	3,390,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,344,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等整備費	10,139,000	同 上	10%以内	同 上	9,172,000	同 上	10%以内	同 上
財産管理費	193,000	同 上	10%以内	同 上	184,000	同 上	10%以内	同 上
消防学校施設 整備費	839,000	同 上	10%以内	同 上	450,000	同 上	10%以内	同 上
退職手当	6,000,000	同 上	10%以内	同 上	4,700,000	同 上	10%以内	同 上
私立学校等 管理運営 対策費	58,000	同 上	10%以内	同 上	7,000	同 上	10%以内	同 上
北海道特定 特別総合開発 事業推進費	900,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	49,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金につ いて、利 率の見直 しを行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合行政情報 ネットワーク 施設整備費	1,798,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は	1,742,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
				知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。				知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
北海道新幹線鉄道整備事業費	13,705,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	13,442,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄空港整備費	880,000	同 上	10%以内	同 上	838,000	同 上	10%以内	同 上
自然環境対策費	52,000	同 上	10%以内	同 上	227,000	同 上	10%以内	同 上
社会福祉施設整備費	3,570,000	同 上	10%以内	同 上	2,494,000	同 上	10%以内	同 上
障がい者施設整備費	187,000	同 上	10%以内	同 上	179,000	同 上	10%以内	同 上
土地改良事業費	27,329,000	同 上	10%以内	同 上	27,615,000	同 上	10%以内	同 上
農用地造成事業費	2,127,000	同 上	10%以内	同 上	2,133,000	同 上	10%以内	同 上
農地防災事業費	1,884,000	同 上	10%以内	同 上	1,952,000	同 上	10%以内	同 上
農道等整備事業費	1,705,000	同 上	10%以内	同 上	1,610,000	同 上	10%以内	同 上
農道整備特別対策事業費	457,000	同 上	10%以内	同 上	456,000	同 上	10%以内	同 上
農村総合整備事業費	781,000	同 上	10%以内	同 上	805,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄土地改良事業費	13,459,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	13,337,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
森林室整備費	141,000	同 上	10%以内	同 上	75,000	同 上	10%以内	同 上
水産基盤整備費	11,189,000	同 上	10%以内	同 上	11,163,000	同 上	10%以内	同 上
漁港海岸保全費	511,000	同 上	10%以内	同 上	509,000	同 上	10%以内	同 上
北の森づくり専門学院整備費	231,000	同 上	10%以内	同 上	157,000	同 上	10%以内	同 上
林道事業費	641,000	同 上	10%以内	同 上	638,000	同 上	10%以内	同 上
治山事業費	6,861,000	同 上	10%以内	同 上	6,852,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	4,808,100	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,799,400	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道民の森整備費	47,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は	51,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
				知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。				知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄特定漁港漁場整備事業費	5,127,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,846,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時道路整備特別対策事業費	42,899,000	同 上	10%以内	同 上	39,605,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	19,770,000	同 上	10%以内	同 上	18,970,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備特別対策事業費	7,100,000	同 上	10%以内	同 上	7,048,000	同 上	10%以内	同 上
砂 防 費	8,172,000	同 上	10%以内	同 上	8,162,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,251,000	同 上	10%以内	同 上	1,221,000	同 上	10%以内	同 上
災害関連事業費	1,428,000	同 上	10%以内	同 上	1,356,000	同 上	10%以内	同 上
海岸保全事業費	2,009,000	同 上	10%以内	同 上	2,042,000	同 上	10%以内	同 上
街路事業費	3,398,000	同 上	10%以内	同 上	3,396,000	同 上	10%以内	同 上
臨時街路整備特別対策事業費	1,723,000	同 上	10%以内	同 上	1,666,000	同 上	10%以内	同 上
庁舎等管轄費	3,054,000	同 上	10%以内	同 上	2,017,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄道路事業費	24,789,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	24,416,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄河川事業費	14,965,000	同 上	10%以内	同 上	15,084,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防事業費	2,406,000	同 上	10%以内	同 上	2,474,000	同 上	10%以内	同 上
高等学校施設整備費	7,556,000	同 上	10%以内	同 上	7,280,000	同 上	10%以内	同 上
特別支援学校施設整備費	3,911,000	同 上	10%以内	同 上	2,839,000	同 上	10%以内	同 上
耕地災害復旧費	45,000	同 上	10%以内	同 上	17,000	同 上	10%以内	同 上
林道災害復旧費	9,000	同 上	10%以内	同 上	8,000	同 上	10%以内	同 上
治山災害復旧費	274,000	同 上	10%以内	同 上	102,000	同 上	10%以内	同 上
土木災害復旧費	4,509,000	同 上	10%以内	同 上	3,482,000	同 上	10%以内	同 上
水産災害復旧費	—	—	—	—	50,000	同 上	10%以内	同 上
臨時財政債	87,000,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	86,395,950	同 上	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
		団体との共同発行を含む。)	利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)				利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
減収補填債	—	—	—	—	5,945,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
調 整 債	—	—	—	—	1,700,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	778,900,100				772,725,350			

## 令和元年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和元年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,478,367千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ484,756,256千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		241,815	564	242,379
	1 財産運用収入	241,815	564	242,379
2 繰入金		485,992,808	△ 1,478,931	484,513,877
	1 一般会計繰入金	399,309,502	△ 1,478,931	397,830,571
歳入合計		486,234,623	△ 1,478,367	484,756,256

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		486,234,623	△ 1,478,367	484,756,256
	1 公 債 費	486,234,623	△ 1,478,367	484,756,256
歳 出 合 計		486,234,623	△ 1,478,367	484,756,256

令和元年度北海道国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度北海道国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,777,901千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ507,027,511千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		155,984,355	△ 3,978,763	152,005,592
	1 負担金	155,984,355	△ 3,978,763	152,005,592
2 国庫支出金		148,158,393	△ 4,237,839	143,920,554
	1 国庫負担金	104,195,186	△ 4,814,782	99,380,404
	2 国庫補助金	43,963,207	576,943	44,540,150
3 財産収入		340	2,961	3,301
	1 財産運用収入	340	2,961	3,301
4 繰入金		32,735,793	5,062,929	37,798,722
	1 一般会計繰入金	32,095,593	△ 422,005	31,673,588
	2 基金繰入金	640,200	5,484,934	6,125,134
5 諸収入		167,215,557	△ 2,456,579	164,758,978
	1 雑収入	167,215,557	△ 2,456,579	164,758,978

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		155,172	8,385,192	8,540,364
	1 繰越金	155,172	8,385,192	8,540,364
歳入合計		504,249,610	2,777,901	507,027,511

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		504,067,290	△ 674,286	503,393,004
	1 国民健康保険事業費	504,067,290	△ 674,286	503,393,004
2 諸 支 出 金		182,320	3,452,187	3,634,507
	1 繰 出 金	27,148	297,461	324,609
	2 諸 費	155,172	3,154,726	3,309,898
歳 出 合 計		504,249,610	2,777,901	507,027,511

令和元年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,896千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,470,174千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		310,811	15,280	326,091
	1 一般会計繰入金	310,811	15,280	326,091
2 繰 越 金		268,183	2,932	271,115
	1 繰 越 金	268,183	2,932	271,115
3 諸 収 入		597,076	△ 24,108	572,968
	1 貸付金収入	531,383	6,055	537,438
	2 雑 入	65,693	△ 30,163	35,530
歳 入 合 計		1,476,070	△ 5,896	1,470,174

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	中小企業近代化資金貸付事業費	613,409	15,280	628,689	
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	613,409	15,280	628,689	
2	公 債 費	387,014	△ 11,759	375,255	
	1 公 債 費	387,014	△ 11,759	375,255	
3	諸 支 出 金	475,647	△ 9,417	466,230	
	1 繰 出 金	342,787	△ 9,417	333,370	
歳 出 合 計		1,476,070	△ 5,896	1,470,174	

令和元年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第1号）

令和元年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ378,534千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,556,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		34,950	434	35,384
	1 財産運用収入	950	434	1,384
3 諸収入		69,951	378,100	448,051
	1 一般会計借入金	69,951	378,100	448,051
歳入合計		14,178,145	378,534	14,556,679

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		14,178,145	378,534	14,556,679
	1 公 債 費	14,178,145	378,534	14,556,679
歳 出 合 計		14,178,145	378,534	14,556,679

令和元年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

令和元年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,164千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ348,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		299,969	1,147	301,116
	1 財産運用収入	286	1,147	1,433
3 諸収入		41,305	5,017	46,322
	1 一般会計借入金	41,305	5,017	46,322
歳入合計		342,280	6,164	348,444

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		342,280	6,164	348,444
	1 公 債 費	342,280	6,164	348,444
歳 出 合 計		342,280	6,164	348,444

令和元年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）

令和元年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35,840千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ656,731千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		8,262	△ 5,455	2,807
	1 一般会計繰入金	8,262	△ 5,455	2,807
2 繰越金		43,201	△ 30,385	12,816
	1 繰越金	43,201	△ 30,385	12,816
歳入合計		692,571	△ 35,840	656,731

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 就農支援資金 貸付等事業費		8,262	△ 5,455	2,807
	1 就農支援資金 貸付等事業費	8,262	△ 5,455	2,807
3 諸 支 出 金		272,727	△ 30,385	242,342
	1 繰 出 金	228,882	△ 10,482	218,400
	2 諸 費	43,845	△ 19,903	23,942
歳 出 合 計		692,571	△ 35,840	656,731

令和元年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,041千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,197,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		114,605	△ 963	113,642
	1 一般会計繰入金	114,605	△ 963	113,642
4 繰越金		100	31,302	31,402
	1 繰越金	100	31,302	31,402
5 諸収入		178,043	△ 32,380	145,663
	2 一般会計借入金	170,213	△ 33,211	137,002
	3 雑入	7,820	831	8,651
歳入合計		1,199,136	△ 2,041	1,197,095

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		653,303	△ 76	653,227
	1 公共下水道事業費	653,303	△ 76	653,227
2 公 債 費		543,117	△ 2,000	541,117
	1 公 債 費	543,117	△ 2,000	541,117
3 諸 支 出 金		2,716	35	2,751
	1 繰 出 金	2,706	35	2,741
歳 出 合 計		1,199,136	△ 2,041	1,197,095

第 2 表

## 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	公 共 事 業 費	99,000

令和元年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,675千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,972,897千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		458,611	△ 2,000	456,611
	1 負 担 金	458,611	△ 2,000	456,611
3 繰 入 金		1,132,821	△ 15,284	1,117,537
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,132,821	△ 15,284	1,117,537
4 繰 越 金		100	8,222	8,322
	1 繰 越 金	100	8,222	8,322
5 諸 収 入		40	4,387	4,427
	1 雑 入	40	4,387	4,427
6 道 債		1,369,000	△ 2,000	1,367,000
	1 道 債	1,369,000	△ 2,000	1,367,000
歳 入	合 計	3,979,572	△ 6,675	3,972,897

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		1,871,802	△ 7,850	1,863,952
	1 流域下水道事業費	1,871,802	△ 7,850	1,863,952
2 公 債 費		2,096,264	△ 3,751	2,092,513
	1 公 債 費	2,096,264	△ 3,751	2,092,513
3 諸 支 出 金		11,506	4,926	16,432
	1 繰 出 金	11,496	56	11,552
	2 諸 費	10	4,870	4,880
歳 出 合 計		3,979,572	△ 6,675	3,972,897

第 2 表

## 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費	公 共 事 業 費	409,000

第 3 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	424,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	422,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	1,369,000				1,367,000			

## 令和元年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187,049千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,781,124千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,099,842	△ 100,479	4,999,363
	1 使用料	5,099,842	△ 100,479	4,999,363
2 国庫支出金		3,267,717	△ 137,586	3,130,131
	1 国庫補助金	3,267,717	△ 137,586	3,130,131
4 繰入金		1,163,990	134	1,164,124
	1 一般会計繰入金	1,163,990	134	1,164,124
5 繰越金		100	61,888	61,988
	1 繰越金	100	61,888	61,988
6 諸収入		1,770,743	△ 8,006	1,762,737
	1 一般会計借入金	1,686,446	△ 2,919	1,683,527
	2 雑入	84,297	△ 5,087	79,210
7 道債		4,660,700	△ 3,000	4,657,700

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 道 債	4,660,700	△ 3,000	4,657,700
歳 入	合 計	15,968,173	△ 187,049	15,781,124

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		8,285,220	△ 186,003	8,099,217
	1 道営住宅事業費	8,285,220	△ 186,003	8,099,217
2 公 債 費		6,902,857	△ 2,463	6,900,394
	1 公 債 費	6,902,857	△ 2,463	6,900,394
3 諸 支 出 金		780,096	1,417	781,513
	1 繰 出 金	780,086	1,400	781,486
	2 諸 費	10	17	27
歳 出 合 計		15,968,173	△ 187,049	15,781,124

第 2 表

## 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 道営住宅事業費	1 道営住宅事業費	公 共 事 業 事 務 費	4,000
		公 共 事 業 費	1,891,769

第 3 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	3,506,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,503,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	4,660,700				4,657,700			

令和元年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,923,558千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸 収 入		46,923,558	1,000,000	47,923,558
	1 一般会計借入金	23,709,000	1,000,000	24,709,000
歳 入 合 計		46,923,558	1,000,000	47,923,558

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	住宅供給公社事業 運営資金貸付事業費	23,709,000	1,000,000	24,709,000
	1 住宅供給公社事業 運営資金貸付事業費	23,709,000	1,000,000	24,709,000
歳 出 合 計		46,923,558	1,000,000	47,923,558

令和元年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第3号）

令和元年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ604,484千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,576,951千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,482	829	6,311
	1 手数料	5,482	829	6,311
2 財産収入		421	1,646	2,067
	1 財産運用収入	421	1,646	2,067
3 寄附金		30,000	5,500	35,500
	1 寄附金	30,000	5,500	35,500
4 諸収入		35,778,310	576,461	36,354,771
	1 収益事業収入	32,565,821	516,324	33,082,145
	2 雑収入	3,212,489	60,137	3,272,626
5 繰越金		158,254	20,048	178,302
	1 繰越金	158,254	20,048	178,302
歳入	合計	35,972,467	604,484	36,576,951

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 馬 費		35,968,553	604,450	36,573,003
	1 競 馬 総 務 費	21,082	46	21,128
	2 競 馬 開 催 費	35,947,471	604,404	36,551,875
2 諸 支 出 金		3,914	34	3,948
	1 繰 出 金	3,914	34	3,948
歳 出 合 計		35,972,467	604,484	36,576,951

令和元年度北海道電気事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度北海道電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	282,401,000キロワット時	11,875,000キロワット時	294,276,000キロワット時
(2) 主要な建設改良事業			
清水沢発電所 改修事業	2,139,569千円	△ 210,935千円	1,928,634千円
発電監視制御 システム改修事業	833,080千円	△ 110,126千円	722,954千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	4,312,184千円	431,804千円	4,743,988千円
第1項 営業収益	4,169,220千円	412,738千円	4,581,958千円
第2項 財務収益	1,740千円	1,130千円	2,870千円
第3項 営業外収益	141,224千円	17,198千円	158,422千円
第4項 特別利益	0千円	738千円	738千円
支 出			
第1款 電気事業費用	2,908,039千円	27,465千円	2,935,504千円
第1項 営業費用	2,724,735千円	△ 123,476千円	2,601,259千円
第3項 営業外費用	2,491千円	150,941千円	153,432千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,687,346千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,450,515千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,352,759千円、当年度分損益勘定留保資金495,009千円、減債積立金103,921千円、再生可能エネルギー等利用推進積立金2,486,292千円及び当年度資本的収支調整額249,365千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,701,600千円、減債

積立金881,649千円、再生可能エネルギー利用推進積立金1,681,140千円及び当年度資本的収支調整額186,126千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	856,193千円	△ 109,230千円	746,963千円
第1項 企業債	772,000千円	△ 102,000千円	670,000千円
第3項 負担金	57,839千円	△ 6,630千円	51,209千円
第4項 長期貸付金償還金	6,500千円	△ 600千円	5,900千円
支 出			
第1款 資本的支出	5,543,539千円	△ 346,061千円	5,197,478千円
第1項 建設改良費	3,237,860千円	△ 339,061千円	2,898,799千円
第3項 投資	118,000千円	△ 7,000千円	111,000千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
発電監視制御システム改修事業	千円 772,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還、半年賦元金均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 670,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還、半年賦元金均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「(1)職員給与費696,247千円」を「(1)職員給与費642,592千円」に改める。

令和元年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(2) 年間総給水量	95,237,172立方メートル	887,144立方メートル	96,124,316立方メートル
(3) 一日平均給水量	258,095立方メートル	2,405立方メートル	260,500立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
室蘭地区工業用水道改修事業	1,140,367千円	△ 653千円	1,139,714千円
苫小牧地区工業用水道改修事業	832,412千円	△ 1,634千円	830,778千円
石狩湾新港地域工業用水道改修事業	497,679千円	△ 567千円	497,112千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「長期借入金を一般会計から84,119千円」を、「長期借入金を一般会計から66,948千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,374,459千円	40,180千円	2,414,639千円
第1項 営業収益	2,037,107千円	39,880千円	2,076,987千円
第2項 営業外収益	337,352千円	△ 315千円	337,037千円
第3項 特別利益	0千円	615千円	615千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,038,484千円	△ 43,827千円	1,994,657千円
第1項 営業費用	1,868,394千円	△ 47,246千円	1,821,148千円
第2項 営業外費用	139,875千円	3,514千円	143,389千円
第3項 特別損失	30,215千円	△ 95千円	30,120千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,059,060千円」を「資本的収入額が資

本的支出額に対し不足する額1,102,702千円」に、「過年度分損益勘定留保資金324,009千円、当年度分損益勘定留保資金492,463千円及び当年度資本的収支調整額242,588千円」を「過年度分損益勘定留保資金361,597千円、当年度分損益勘定留保資金494,258千円及び当年度資本的収支調整額246,847千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,751,295千円	△ 4,505千円	2,746,790千円
第3項 他会計からの出資金	194,382千円	△ 4,505千円	189,877千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,810,355千円	39,137千円	3,849,492千円
第1項 建設改良費	2,905,504千円	△ 6,433千円	2,899,071千円
第2項 企業債償還金	898,351千円	4,494千円	902,845千円
第3項 長期借入償還金	6,500千円	41,076千円	47,576千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中「(1)職員給与費324,602千円」を「(1)職員給与費295,225千円」に改める。

令和元年度北海道病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度北海道病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（3）年間取扱延患者数			
入 院	142,819人	△ 16,444人	126,375人
外 来	241,523人	△ 23,754人	217,769人
（4）一日平均患者数			
入 院	390人	△ 45人	345人
外 来	990人	△ 86人	904人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	16,161,749千円	△ 656,566千円	15,505,183千円
第1項 医業収益	7,519,898千円	△ 751,157千円	6,768,741千円
第2項 医業外収益	8,623,851千円	89,490千円	8,713,341千円
第3項 特別利益	18,000千円	5,101千円	23,101千円
支 出			
第1款 病院事業費用	16,411,499千円	△ 609,533千円	15,801,966千円
第1項 医業費用	14,077,402千円	△ 556,067千円	13,521,335千円
第2項 医業外費用	2,311,362千円	△ 111,132千円	2,200,230千円
第3項 特別損失	22,735千円	57,666千円	80,401千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額537,631千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額507,600千円」に、「当年度分損益勘定留保資金537,631千円」を「過年度分損

益勘定留保資金1,791千円及び当年度分損益勘定留保資金505,809千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	( 計 )
収 入				
第1款 資本的収入	2,162,888千円	△	15,460千円	2,147,428千円
第1項 企業債	1,227,000千円	△	14,000千円	1,213,000千円
第2項 他会計負担金	935,888千円	△	1,460千円	934,428千円
支 出				
第1款 資本的支出	2,700,519千円	△	45,491千円	2,655,028千円
第1項 建設改良費	1,258,987千円	△	45,491千円	1,213,496千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表中の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病院建設事業	千円 1,227,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 1,213,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「(1)職員給与費8,468,299千円」を「(1)職員給与費8,084,696千円」に改める。